

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成20年8月20日（水）17:35～18:50
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 法曹人口の拡大、ADR認証基準等の解釈及び運用等について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、鈴木参考人
【法務省】大臣官房 司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏
部 付 渡邊 英夫 氏

○福井主査 それでは、ただいまから「法務・資格TF」を開催させていただきます。

本日は、法曹人口の拡大、ADR認証基準、可能な範囲で司法試験の選択科目、予備試験制度等について現状を御説明いただければと存じます。それでは、冒頭10分～15分程度お話をいただきまして、その後、質疑とさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○佐々木参事官 それでは。いつものように、法曹人口とADRを所管しております司法法制部として、参事官の佐々木、部付の渡邊が参りました。

司法試験に関しては、本来、人事課の所管になっておりますので、可能な範囲で、余り答えることはできないかもしれませんが、お答えできることをお答えしたいと思います。

今日は質問事項をあらかじめいただいておりますので、それに沿いまして一つひとつお答えをさせていただくという形で進めさせていただきます。

まず、1つ目の質問事項であります法曹人口の拡大に関します法務省の基本的な認識でございますが、法曹人口の拡大に関しましては、平成13年6月12日の司法制度改革審議会意見書を受けた平成14年3月19日の司法制度改革推進計画におきまして、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには3,000人程度を目指すという閣議決定されているところであります。

この点につきまして、保岡新法務大臣は、平成22年ころには3,000人程度を目指すという閣議決定を最大限尊重して進めていくが、量を確保していくと同時に質の確保は当然ながら努力していかなければならない。そして、法曹としてのあるべき能力をしっかりと身につけてもらうことが極めて重要なので、法科大学院を中核とする法曹養成プロセスを通じて優秀な人を選抜していくという設計の過程におきまして、改善すべき点があるならば徹底的に改善すべきであるということをお述べられます。

そうしますと、保岡新法務大臣も、鳩山前法務大臣も、ともに平成22年ころには3,000人の司法試験合格者数を目指すという目標に向けて、質を確保しながら法曹人口の拡大を目指していこうといった、この方針につきましては全く変わっていない。共通して、その閣議決定は遵守しますし、その遵守の過程で質の確保が重要であって、質の確保があつての増員であると言っていることは変わりがないというふうに我々事務局も考えてございま

す。

保岡法務大臣になりまして、記者会見でちょっと踏み込んで御発言されておられましたのは、質の確保をしながら法曹人口を拡大するためには、最高裁、法務省、文部科学省、日弁連、法科大学院といった、法曹養成にかかわる関係者それぞれが法曹養成プロセス全体について、あるいは自分のテリトリーだとか、そういうことに関係なく、みんなで協力して改善に努めるべきであると言っておりまして、特に教育能力に関して内容が伴っていない法科大学院については、生徒に対して何らかの配慮をしながら、他の教育能力のあるところと連携・合併するとか、あるいは廃止するなどして、整理されてしかるべきという認識を表明しておられます。これが1つ目の御質問に対する回答になります。

2つ目が、法科大学院における学生の成績、司法試験の結果、司法研修所における成績の相関関係の分析・検証に対する取組みの状況でございます。

これまでも御説明申し上げておりますが、文部科学省、法科大学院協会及び法曹三者を構成員として、平成19年度新司法試験に関するパイロット校6校について法科大学院における成績と司法試験の成績との相関関係に関する調査を行ってきたところであります。現在、基本的なデータの処理が終わりまして、いよいよそのデータを基礎に連携の在り方を協議するという段階にようやくこぎ着けることができた次第でございます。

先ほどの5者のメンバーが構成しています協議会で正式な協議が行われましましたら、速やかにその内容を公開することになります。現在、正式協議の日程を調整中ではありますが、ちょっとそこで手間取っている状況でございます。

3つ目の御質問、第三者評価機関によって不適合判定を受けた法科大学院出身者と、それ以外の法科大学院出身者の司法研修所における成績等の状況に関する追跡調査実施に向けた法務省の検討状況についてでございますが、御指摘の調査については、現時点では実施を考えておりません。具体的にどうしてかということをお説明申し上げますと、第三者評価機関から不適合の評価を受けた法科大学院は、一橋、千葉、愛知、香川、北海道の5校でございます。

そもそも担当教員の資格について指摘を受けました香川大学法科大学院でございますが、これは平成18年度の司法試験受験生がだれもいなくて、新60期の修習生がおりません。

また、既修者選抜試験に指摘を受けました北海道、あるいは講義の受講者数に指摘を受けました一橋、既修者認定による受講の免除科目の範囲や留年者の単位認定の在り方に指摘を受けた千葉につきましては、その指摘事項と司法研修所の成績との関連性が想定しがたいような領域での指摘になっております。

それから、愛知につきましては、これは先端展開科目について、法律基礎科目の実質があるものが多数存在して、答案作成能力の涵養などといった司法試験対策に偏ったものが散見される旨の指摘を受けていますが、それがあったことによって司法試験に通りやすくなったか、ならないかという観点はあるかもしれないのですが、研修所の成績とはどう分析するのかということがまだ検討できておりませんので、ここも現段階では、比べてみて

意義が出てくるのかどうかかわからないと考えてございます。

また、そもそも認証評価において指摘された問題点が司法修習生の成績にどのような影響があるかを見るためには、法科大学院の成績と司法試験の成績と司法修習の成績の関連性が、多くの大学院で分析できているという前提の上で、先ほどの5校にどういうふうなずれが起こってきているのかということ調べる必要があると思うんですけれども、それが現在できていない状況の下で、司法修習の成績だけ取り上げて影響を図るということはなかなか困難ではないかと考えているからでもございます。

さらに、ロースクール卒業第1期生と司法修習の新60期生につきましては、個人情報の保護の観点からも調査が困難であることを、前回のヒアリングで申し上げておりますとおりでございます。

次に、4番目のADR法に関する部分につきましてお答えさせていただきます。裁判外紛争解決手続利用の促進に関する法律に基づく、いわゆるADR業務の認証基準の解釈と運用等についてです。

まず、いわゆるADR法にいう「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」に関する考え方としまして、法務省では「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」という名前のガイドラインを策定しておりまして、弁護士助言措置の定め、ADR法第6条第5号についての解釈を示してございます。

この弁護士助言措置の定めが認証基準として法定された趣旨は、法的紛争を取り扱うADR業務の適正性・公正性を確保するためにあります。

したがって、当該基準に適合するためには、まず第1の基準に、手続実施者において弁護士の助言を受けるべき場合に該当するかどうかを適切に判断することができるような基準及び判断の手順が整備されていることがあります。第2の基準の1つ目の視点として、弁護士が助言を求められたときに時機を失することなく対応することができる状態を確保する必要があるとともに、2つ目の観点になりますが、助言を求められた弁護士が助言を求められた案件に関する資料を閲覧し、または手続実施者等から当該案件に関する説明を受けるなどして、当該案件の内容を十分に理解できるようにするための方法が整理されていることが必要であります。それだけでなく、これらの基準、当該措置が実現可能となるだけの弁護士の数及び執務体制の確保が実際に必要であると考えてございます。そういう内容のガイドラインをつくっているということでございます。

したがって、申請者において定めた措置の実効性を確保する手段として、申請者が特定の弁護士との間で当該定めに係る事項を委任する契約を締結する方法を採用することは何ら差し支えがないということになると考えております。

ADR関係の2つ目の御質問は、今、申し上げましたところと関連するのですが、弁護士助言措置は、特定の弁護士との契約でも足りるのではないか、あるいは足りないのではないかという御質問です。

A D R の認証申請者において定めた弁護士助言措置を安定的に実現・実行するためには、その方法として、特定の弁護士と契約する方法により助言弁護士を確保することも十分可能であると考えてございます。

もっとも、弁護士助言措置の定めが認証基準として法定された趣旨にかんがみますと、当該定め内容及びその実効性を担保するために特定の弁護士との間で締結された契約の内容は、申請者において取り扱う紛争の分野・種類・規模、あるいは手続実施者となる者の法的専門性の有無・程度等を踏まえた適切なものであることが必要であると考えてございます。

例えば、手続実施者となるべき者の能力が法律に関する専門的能力に依拠するものでない場合には、個々の案件の処理に当たって、助言弁護士において法律に関する専門的能力を遺憾なく発揮することが申請者の A D R 業務を適正かつ公正に運営するために必要であります。それにもかかわらず、申請者において、多種多様な法的問題を含む民事紛争全般を取り扱い、しかも年間に相当多数の案件を処理することを予定しているというのでありますれば、果たして 1 人の助言弁護士によって申請者の定めた措置が実現されるのであろうかと、そういう疑問が挟まれる場合もありますので、その規模とか内容とかによって、何人要するのかということは考えていただいた方がいいかと考えてございます。

したがって、どのような A D R 業務であれ、特定の弁護士と契約しさえすれば、もうこれで十分申請者の定めた措置の実効性が担保されて、A D R 法第 6 条第 5 号の基準に適合しているかというふうには、すぐにはつながらないと考えてございます。したがって、やろうとする実態に合わせた形で弁護士と契約をしていただきたいと考えてございます。それは自らの業務の規模などに応じて、1 人か 2 人か 3 人かということを考えていただければということでございます。

○福井主査 今の点で補足的に先にお伺いできればと思うのですが、例えば、一定の業務量の予測に応じて 2 人なら 2 人の弁護士と助言を受け得るような契約を結んでおいたとして、いざ始まったら大変業務が繁忙になって、2 人では足りない、あらかじめは契約していなかったけれども、3 人目、4 人目をお願いしたというのではまずいのですか。

○佐々木参事官 当初、2 人で足りると合理的な見通しをもって考えられていたのであれば、それでいいと思います。差し支えないと思います。

○福井主査 事後的に受け得るというのは、実際、受けようと思えば受けられたという実態があればいいということになるのですか。

○佐々木参事官 それはまた変更の手続をとっていただいて、助言弁護士の態勢を変更していただくという形になると思います。

○福井主査 個々の弁護士が何らかの法的助言を A D R 認証団体から求められたときに、上部団体、例えば、単位弁護士会とか、日弁連の許可がないから協力しないという自由はあるのですか。

○佐々木参事官 弁護士として助言するという契約をしたときに、単位弁護士会、日弁連

がそう言っているから、それはできないというのは、何らかの違法行為をするというのを止めるというのであればそういうこともあり得ると思うのですけれども、そうでない限りはあり得ない話だと考えます。

○福井主査 逆に言えば、何らかの意味でADR法人との顧問契約を結ぶとか、助言契約を結ぶということについて、事前に単位会なり日弁連の了解がないと結べないと個々の弁護士が答えることもあり得ないと、こう理解してよろしいですか。

○佐々木参事官 それは、もしかすると、弁護士、あるいは弁護士と契約しようとする人が誤解している可能性はあります。しかし、我々法務省が考えているのは、先ほど申しましたように、特定の弁護士と契約して体制を整えるという方法が十分にあり得るということで、そのように考えております。

○福井主査 わかりました。

○佐々木参事官 次に、3つ目の質問で、今、御質問いただいたこととも関係あると思うのですが、契約した弁護士が欠けることを想定した手当について、どうすべきなのかという御質問です。

1人しかいない助言弁護士が欠けた場合に、ADR業務の公正性・適正性がどのように担保されるかという点につきましては、弁護士助言措置の定めが認証基準として法定された趣旨にかんがみても大変重要な問題であると考えてございます。この点に関する担保措置の有無・内容も、当該基準の審査対象になるものと法務省では考えてございます。

もつとも、この点に関する審査におきましても、取り扱う紛争の分野・種類・規模、手続実施者となる者の法律に関する専門的能力の有無・程度等の事情を総合的に考慮すべきであって、事案に応じて物事を考えるべきでありますので、認証時に助言弁護士が1人しか確保できていないからといって、それで直ちに申請者が定めた弁護士助言措置が実効性を欠くものと評価されるというふうには考えていない。

○福井主査 例えば、どういう場合がよくなるわけですか。たまたま2人でも3人でも同時に病気になるということはないわけで、常に事故はありえます。そのときには代わりの人をお願いするというのが常識的な対応なのでしょうけれども、万が一、病気なりの事故で欠けたときには代わりの弁護士を直ちに手当とする予定であるというのではダメなのですか。

○佐々木参事官 そのこの繁忙性とかにもよると思うんです。ですから、一般論として申し上げますと、助言弁護士が助言することができない状態になった場合に備えて、当該弁護士とは別の弁護士に臨時に助言を依頼するなどということを経営規則で定めていただくことは必要があるかもしれない。

○福井主査 補欠はこの人ですよとか、具体的に特定していないといけないのですか。

○佐々木参事官 そこで補欠の方を特定しておくこと、あるいは補欠契約みたいなものをあらかじめ結んでおくことも望ましいあり方のひとつですし、実際に特定の人と契約していない場合には、士業団体等であれば顧問弁護士がいる場合がありますので、その顧問弁

護士がそのつなぎをするという契約形態も十分あり得ると考えております。

○福井主査 顧問弁護士が出てくることもあり得るわけですか。

○佐々木参事官 自分がADRの方に出てしまう、手をとられてしまうという、本来の顧問契約の任務が十分に対応できなくなるかもしれないので、つなぎとしてADRに自分が入るといのもいいでしょうし、責任取って自分がADRの業務を全面的にやることにするというのもいいでしょうし、そこも自由だと思います。

○福井主査 例えば、医師などはそもそも医師法に明確に書いてあって、治療行為を拒んではいけないことになっている。弁護士もそれに近い社会的責任が普通あると思われているわけで、別にだれそれといって決めてなくても、お願いしていた弁護士が欠けました、病気です、ですから、欠けた時点で選んだ、最適だと思われる弁護士のところをお願いしますと言って、しかるべき交渉をして、引き受けてもらえないということは普通考えにくいのですが、あらかじめ臨時的、補欠的な措置を決めておかないとまずいということに本当になりますか。

○佐々木参事官 弁護士の場合でも、実際に契約するときの条件が折り合わないとかいうのはございます。報酬とか、時間の拘束の面でございます。そうすると、必ずしも速やかに見つかるとは限らないので、そこは何らかの手当ては置いていただければと考えております。ただし、それは、特定の人と契約をあらかじめしていてもいいし、そうでなくて、探すという形とペアで、顧問弁護士がその間、助言に入るという形でも構わないですし、そこは合理的と思われる構成をお願いしたいということでございます。

○福井主査 いざ欠けたときに助言が一切なくなるということがないような蓋然性があるかどうか、こう考えればいいですね。わかりました。

○鈴木参考人 医師と弁護士の決定的な違いは、医師の場合だったら応召義務があって、必ず応じなくてはならない。だけれども、弁護士の場合、私も前に議論をやったことがあるんだけど、「私は紹介がある依頼者でないと受けません」と言うわけです。応召義務の問題については、かなりニュアンスが違う。今はそうでもないのかもしれないけれども、かつてはそうでした。

○佐々木参事官 医者は契約強制という形になっているんだと思うんですけども、弁護士の場合には法律上そういう形にはなっておりませんので、交渉して、まともでない限りはアドバイスを受けることはできないという形になっております。特に主義・信条が違う人に来られたときに、それは受け入れられないという余地も残さなければいけないのかなということは考えてございます。

○福井主査 わかりました。

○佐々木参事官 4つ目の御質問で、法務省からいかなる指導をしておるのかというお尋ねでございます。司法書士等の士業団体がADR業務の認証を受けようとする場合におきまして、当省、法務省から、当該団体と弁護士会との間で弁護士助言措置に関して何らかの協定を結ぶことを求めたり、結ぶように指導したことがないのかというお問い合わせでございます。

ざいますが、少なくともそのような御指摘の事実はないとお答えさせていただきます。

こういう指導を受けたと言っている団体があるんだとすると、何らかの誤解をしておられるのではないかと思いますので、その誤解をしている団体を教えていただければ、私どもの方で誤解を解くような説明をしたいと思います。

○福井主査 例えば、逆に日弁連が士業団体に、協定を結ばないと協力しないというようなことを言っている、とおっしゃる団体もあるんですが、仮にそれが事実だとすれば、それはADR法の趣旨に即した活動ではないとお考えだと理解していいですか。

○佐々木参事官 日弁連がどういう中身の協定を結ぼうとしているのか。

○福井主査 行政書士会のものお手元に行っていますか。協定書があるので、お渡しします。行政書士会との間では、業務自体を、外国人就労、自転車事故、ペット、敷金返還の4つに限るという協定書が既に結ばれております。このような協定に応じない限り、弁護士の助言措置は協力できないという。士業団体からすると、一種の恫喝行為を受けて、やむなく結ばされたというのに近い。

○佐々木参事官 前提として御説明をさせていただきたいと思うことがあるんですが、多分、士業団体も誤解をしているのだと思うのですが、弁護士助言措置を、自分が団体をつくって認証申請しようとしたときに、どこから弁護士の助言を引いてくるかということを考えてときに、いわゆる一本釣りで、特定の弁護士と契約して賄う方法、これは個人的な関係だとか、そういうものでやるんですけれども、個人的な関係に依拠しているから、もろい面も持っている。

次に、自分のところがある程度の規模を持ってきたときに、安定的に供給してもらおうとすると、推薦を受けるためには、一本釣りでも当然構わないですけれども、都道府県単位の弁護士会と協定を結んで派遣してもらおうというのは安定的な方法のひとつであろうと思います。

○福井主査 それはADR法人の選択でしょう。

○佐々木参事官 更に大きくなれば、全国単位でやりたいならば日弁連と協定するのもひとつの方法。

○福井主査 それは当然そうです。組織対組織でやったら安定的だというのはそのとおりなのでしょう。

○佐々木参事官 そのときに、その3者どれからでも選択できるという前提で、日弁連と交渉するときに、日弁連としても、自分の持っている条件を言って民衆で交渉することは差し支えないと考えてございます。

○福井主査 逆に言えば、日弁連なり単位会が、個々の弁護士と直接助言を受け得る措置について交渉するのは認めない。

○佐々木参事官 それは、認めないなどという拘束ができないはずだと思うのです。

○福井主査 ですから、そういうことを仮に言ったとしたら、それは違法ですねという念のための確認です。

○佐々木参事官 違法という表現は適切かどうかわかりませんが、そういう権限を持っていないということは言えると思います。

○福井主査 権限はないですね。少なくとも日本では独占禁止法というれっきとした競争法がございまして、そのようなことは端的に私的独占行為になり得るわけです。それがわからないほど愚かな人たちが法律の専門家集団にいるはずはないと信じたいのですけれども、万が一あったら、それは違法ですね。

○佐々木参事官 ですから、日弁連が自分と交渉に応じなければならぬとか単位会に交渉させないとか、更に、特定の人と交渉することを妨げると、そういうことはあってはならないと思いますし、そういうことをしているという話を我々は聞いていないです。

○福井主査 ひょっとしたら、そこが、どこをどう間違ったか、幾つかの士業団体に誤解をもって受け止められているかもしれない。例えば、行政書士会についても、万が一、そういう重大な誤解なり錯誤に基づいて、あるいはひょっとしたら脅迫によって締結させられたものであれば、無効または取り消し得べき瑕疵のある協定ではないかという仮説を私どもは持っております、そのために今日、確認をさせていただいたということです。

○佐々木参事官 士業団体が脅迫だとか詐欺でやられてしまうなどということは、一応、法律専門職の団体ですから、ないと思いますがね。

○福井主査 民法上はあり得るのではないですか。

○佐々木参事官 そんなのにだまされてしまったり、脅迫に応じてしまっていたら、法律専門職としてはいかなものか。

○福井主査 万が一法律専門職の一番の専門家集団の弁護士会に言われると信じてしまう向きもいるかもしれませぬ。

○佐々木参事官 そこまで権威があるのでしょうか。

○福井主査 よくわかりません。我々も今週は弁護士会からじっくりとお話をお伺いすることにしております。

法務省さんの御見解は極めてクリアで、おっしゃるとおりだと思います。

○佐々木参事官 次の問題が、弁護士会を介さない、任意の弁護士との契約についてということでありましたけれども、これは何度も御説明しておりますように、弁護士助言措置の定めを実効あらしめる手段として、個々の特定の弁護士さんと交渉して契約する方法は何ら支障ない、これで構わないと考えてございます。ただ、自分の規模だとか専門性に依拠して、それで足りるかどうかは、事案に応じて考えてくださいということになっております。

そういうことで、実際、弁護士会、単位会とか、そういうものの協力をあおがないで、個別に自分の知っている特定の弁護士と交渉して契約して、それで認証申請をしたいという団体も現にございますので、誤解している団体ばかりではないと考えております。

その次に、弁護士会推薦の弁護士としか契約できない実態があるのではないかという御質問なんですけれども、そのような事実は法務省では承知しておりません。もしもそのよ

うに言っている団体があるんだとすると、先ほど申し上げたように誤解をしているのではないかと思われます。推薦された弁護士に故障が生じたときに、推薦元の弁護士会が責任をもって後任者を調整するという点で便利な話というだけでないでしょうか。

それから、士業団体の設立するADR機関の運営及び手続内容について、全国統一スキームを求めている実態があるのではないかということで、弁護士会において何らかの基準みたいなものをつくっているのではないのかという御質問だと思うのですが、日弁連におきまして、弁護士助言措置に関して、弁護士会として準拠すべき指針を定めたという話は承知してございます。

○福井主査 その内容は御存じですか。

○佐々木参事官 把握してございます。この指針につきましては、弁護士会において、認証取得を計画している団体から助言措置の協力を求められた場合、会として求められた場合にどうしたらいいのかというようなモデルを示したものであると我々は考えてございます。これを日弁連が単位会に強制して、それから違反はさせないとか、違うことをさせないというふうな拘束力を持つものとは考えていませんし、そういう働きかけをしているという話も伺っていない。

○福井主査 逆に別の士業団体会として日弁連に協力を求めるわけではないという判断をしたら、それ以上、日弁連として、その判断について何らかの異論を差し挟む余地はないと考えていいですね。

○佐々木参事官 はい。そういうふうに我々は考えてございます。

○福井主査 わかりました。

○佐々木参事官 したがって、こういう基準があるから、その交渉以外はできないんだと考えている団体があるとすると、それもまた誤解ではないかと考えます。

○福井主査 士業団体が誤解しているのか、あるいは弁護士会のしかるべき人が士業団体にはそのように明確に言っているのか、それはどちらかよくわかりませんね。

○佐々木参事官 そうでありましたら、日弁連をヒアリングするというお話でございまして、そのときに、この指針というか、ガイドラインはどのような効力を持っていると考えているのだと伺っていただいた方がいいと思います。そういう誤解があるのだとすれば、それはそのような団体が我々のところに聞きにすれば法務省として説明いたしますし、日弁連にも、そういう効力を考えているのではないということを御確認いただいた方がよろしいかと思えます。

○福井主査 わかりました。

○佐々木参事官 最後に、弁護士会が、ADR業務の運営や手続内容にまで関与させてもらえない限りは協力しないと言っているのだとすると、それもまた何らかの誤解ではないかということでもあります。仮に弁護士会がそんなことを言っていたとしても、個別の弁護士さんと契約するときにはそれは関係ない話であろうかと、我々法務省は考えてございます。

以上が法曹人口問題とADR問題であらかじめ御質問いただいたものに対する御説明になります。

あと、司法試験関係の補足でありまして、これは所管部署でないので、わかっている範囲で御説明させていただきます。

まず、予備試験の問題でございますけれども、予備試験につきましては、御会議のこれまでの答申と、それを受けた閣議決定で、予備試験ルートで司法試験を受験する人が法科大学院ルートで司法試験を受験する人に比べて不当に不利にならないように調整をするという閣議決定の文言になっております。それを踏まえまして検討していくことになるはずですので。

現在、どういう状況かと言いますと、司法試験委員会で既に検討を開始しておりまして、具体的には、新たに試験科目となる法律実務基礎科目、これは論文とか口述で問われることとなります。それから、一般教養科目も短答と論文で問われますけれども、予備試験の内容や実施、これらの科目の出題の在り方について重点的な検討を行ってゆくのだという位置付けをいただきまして、そして、これらの事項について意見を聴取すべき有識者を指名させていただきましたところでございます。有識者の指名が終わりましたので、今後、これらの有識者のお話を伺うなどしながら、司法試験委員会で検討を進めて、試験の具体的な実施方針が検討されていくことになると思われまます。

次に、選択科目ですけれども、選択科目につきましても、これまでも申し上げておりますが、法律と閣議決定、それと司法試験委員会の目安を総合して検討していくことになる。どこまで今、進んでいるのかという話でございますけれども、前回、ここのヒアリングを受けた後でございますけれども、今年の9月11日に3回目の新司法試験の合格発表がされますので、それに備えて、司法試験委員会の方で、こういう問題があるんだ、これから検討していかなければいけないということが議事に上がっているところであると聞いてございます。

実際に合格発表がありましたときには、司法試験委員会の答申では、3回程度新司法試験を実施した後に見直すことになっていきますから、そのことについて具体的に法務大臣の方から、改めて検討の正式な諮問がされる運びになると考えてございます。その大臣の諮問を受けて正式の検討が開始されると思われまます。ただ、現時点ではまだその諮問がないんですけれども、3回ほど終わった後になっていきますから、これはきちんとそういう手続が取られることになると思われまます。

以上が選択科目、まだまだスピードが遅いとおしかりを受けると思うんですけれども、そういう検討の手続に入りつつあるということでございます。

○福井主査 御説明は以上ですか。

○佐々木参事官 はい。

○福井主査 ありがとうございます。

それでは、質疑とさせていただきます。法曹人口ですけれども、少し前には、例えば、3、

000人は多過ぎるのではないかという議論が法務省の中にもあったように仄聞しておりますが、現在の新大臣体制の下では、それはないと理解してよろしいですか。

○佐々木参事官 前回、そういう観点も踏まえて、大臣の私的な勉強会で検討していたのですが、私的な勉強会でありますから、更にどのような勉強会を、そもそもやるのか、やらないのかということも新大臣の御判断になると思います。

前鳩山法務大臣のときに誤解されていたのが、多過ぎるのではないかとやっている、それは将来の話であって、現在の閣議決定をどうしようということ、鳩山前大臣は一言も言っていないのですが、それなのにですが、マスコミ等は、現在の閣議決定を変更しようという、そういうことになるのではないかと報道していたという経緯があります。22年ころに3,000人を目指すという閣議決定については、何らスタンスは変わっていない。ただ、法曹というか、法科大学院修了生ですか、その質の問題が顕在化してきてしまったのが悩ましい話であると、そういう状況であります。

○福井主査 わかりました。それから、法科大学院や文科省とも協力してやっていただく相関分析について、具体的な姿がほとんど見えてこないんですけれども、もうちょっとスピードアップして、具体的な成果を私どもにも報告いただきたいのです。

○佐々木参事官 基本的な資料が、いろいろ手間取ってはいたのですけれども、まとまりましたので、これから協議という形になっていきます。協議の内容については公開することになっていきますので、そのときにきちっと発表できるものと考えてございます。

○福井主査 いつごろそれを教えていただけますか。

○佐々木参事官 まだ協議の日程自身を調整中です。

○福井主査 データはあるわけですね。

○佐々木参事官 基本データだけでございまして、基本データの取扱いは注意を要することがあります。

○福井主査 一時期、法科大学院のデータ全部は集められないということを使う向きがあったと聞きましたが、それはなくなりましたか。

○佐々木参事官 今現在できつつあるのが、パイロット校6校の初年度でありまして、その次に拡大をしていくという話になっております。

○福井主査 むしろそちらが我々の関心事で、パイロット校6校などというのはほとんど無意味であると我々は考えておりますので、全数調査を一刻も早くしていただきたいんです。

○佐々木参事官 その点は、文科省の方でいろいろと骨折りをいただいているというふうには我々は認識しております。

○福井主査 法科大学院協会は余り好意的、積極的ではないのですか。

○佐々木参事官 基本的に法科大学院の方としては、やはり学生のデータを出すことに戸惑いというか、消極的な考えが強いのではないかと我々は考えてございます。

○福井主査 しかし、公的な支援や、あるいはさまざまな援助措置、規制なりも受けてい

る法科大学院が、都合の悪いところだけは出さないなどということは、許されないと思っているんですが、そこは法務省も同じ御見解ですか。

○佐々木参事官 私どもとしましては、法曹養成のプロセスが、どこに問題があって、どこはうまくいっている、それを客観的にはかるためには、やはり可及的に全数に近い形で出していただいた方がいいのではないかと考えてございます。

ただ、こういうことを言うてしまうといけないかもしれないのですが、あってもなくても大勢に影響ないところもあるかと思えます。

○福井主査 何がですか。データがですか。

○佐々木参事官 そもそも定員数がほとんどなくて、検証の費用対効果にかんがみると。そこを無理やり出してもらっても、費用対効果の面というものもあります。

○福井主査 でも、ちょっとの定員数だとしてでも受かっているところは、一応、全体の大学のことを教えてほしい、という意向はあります。引き続きよろしくお願いします。

それから、司法研修所は最高裁だと思いますが、最高裁も協力はしていただけるというスタンスですか。

○佐々木参事官 最高裁もこの作業というか、5者協議の趣旨に御賛同いただいております。初年度は個人情報の保護を外す手当てが間に合わなかったのですけれども、これからの分については、統計として使うこともあり得るということを修習生に警告しています。

○福井主査 こういった事情について、まだ最高裁から直にお伺いしておりませんので、私どもから最高裁にはお話を聞かせていただきたいと公式に申し入れる予定にしております。法務省も御協力いただければと思います。

○佐々木参事官 最高裁の方は、多分、法務省と同じような認識でありますから、我々のヒアリングで足りると思います。

○福井主査 第三者評価機関で不適合判定を受けたところと、そうでないところの違いというのは、さっきの全体の方がうまくいけば、こちらは自動的にわかってくる話だと思うのですが、さっき、余り比べる意義がないというお話だったんですが、それは比べてみないと意義があったのか、なかったのか、わからないという点もあります。比べたけれども、第三者評価機関の不適合判定に意味がないのだとすれば、逆に今度は、第三者評価機関の不適合判定の出し方がおかしいのではないかということの証拠にもなるんです。要するに、第三者評価機関の評価の適否を検証するという意味でも是非比べていただきたいのです。

○佐々木参事官 この第三者評価機関の基準については文科省にお伺いいただいた方がいいと思うんですけれども、評価基準の多くの部分は教育の実態に関して評価するという基準の立て方になっておりませんで、外形的な場所からチェックしていく。そういうことですので、教育効果を的確にはかるという形の基準にはなっていないのではないかと思います。

○福井主査 さっきお話を伺ったように、まさにそう感じたものですから、佐々木参事官のおっしゃられるのはある意味ではもっともですけれども、だとすると、教育の実質

的な効果に関係がないようなところをとらえて不適合になるというような基準はおかしいのではないですか。

○佐々木参事官 ただ、1つは、例えば、既修者を選抜するとき、既修者になると何がメリットがあるかという、一定の科目を受講しなくていいとなるのです。そのときに、試験を試して、そこはマスターしているから飛ばしていいという話なのに、試験していない、全然関係ない科目まで飛ばしていいよという立て方をした大学院があって、それはちょっとフェアではないでしょうか、あるいは、きちっとした業績を持った先生が教えなければいけないのに、そういう人が当たっていない。これは、消費的に学生を考えますと、そういう教育を受けられると思っていたのに、形式面からみてもうだめだという話だったらひどい、そういうような面で幾つかあります。

○福井主査 例えば、後者の方だったら、学生の教育の実質が低下するはずですから、司法試験結果とか、司法研修所の成績に影響するはずですが、でも、その法科大学院は司法試験合格者を出していないということなのですか。

○佐々木参事官 そこは影響を計れないのではないかと。

○福井主査 逆に言えば、今の点以外は、教育機関としてのパフォーマンスに関係があることで適合、不適合を判断するのでないと、本来の趣旨にそぐわないと思うんです。おっしゃった御趣旨は、そうでない、関係ないことばかり判定して不適合になっているかのようには聞こえたので、多分そういう側面もあるんじゃないかと疑うんです。だとすると、それは基準がおかしいはずですが。

○佐々木参事官 基準は、実質も見なければいけないのですが、形式的にいい加減なことにならないようにということとをきちっと見る必要があると思うんです。ですから、形式の上に実質的なものをプラスアルファで基準を設けていく。

○福井主査 適切なバランスなりで運用されているかどうかということもあるので、これは比べる意義はあると思います。是非積極的にやっていただきたいと思います。

○佐々木参事官 我々としては、比べる意義を余り認めていないということと、個人情報保護で1期生のところは先ほど言いましたように問題があるので、現在のところ、慎重にということとです。

○福井主査 個人情報というのは、特定できるような形で開示したときに初めて個人情報保護上問題になるわけでありまして、統計処理する分には一切関係がないです。それは理由にならないと思います。これは統計処理の話ですから、もともと個人のデータにはだれも何の関心もないわけです。さっき申し上げましたように、比べる意義があるか、ないかというのは、第三者評価機関の実質的な教育のパフォーマンスの判定がもし少ないがゆえに比べる意義がないとお考えであれば、私どもの観点から言いますと、それこそまさに比べる意義がある重大な理由の1つになるわけです。要するに、評価機関の評価基準なり評価項目に問題があるとすれば、その改善にも使いたいのです。ですので、これは早急に取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木参事官 我々の認識では、今回、不適合を打たれたものは、形式的なものも結構あるのですけれども、それはそれで意味があるものと考えているのです。

○福井主査 そうでしょうか。学生の教育のパフォーマンスに何の関係もないような形式的なものであれば、それはそういう形式的な基準をつくるのが間違っているのではないですか。何らかの関係があるのであれば、関係がある程度において合理性はあるのでしょうか。けれども、およそ関係がないというふうにおっしゃられるのであれば、それが真実なら、それは基準が悪いのだと思います。少しでも関係があるなら、その少しの程度に応じて何らかの相関が発見できなければ、教育のパフォーマンスを達成していないということになります。

○佐々木参事官 ある程度は関連あるとしても、司法研修所の成績だけを特出しして比べることに余り意味はないという趣旨にとっていただければと思います。

○福井主査 ですから、司法試験結果も含めてです。司法研修所だけということではなくて、まさに2番と同じ問題意識ですので、一連の取れるデータは全部検証していただければという趣旨でありまして、何もここ以外はやらなくて、これだけをという趣旨ではありません。

○佐々木参事官 法科大学院から始まって、一連のものが取れて、意味が初めて出てくるんだと考えています。

○福井主査 現に取れているわけですから、それはまずやっていただかないと、ということですか。ということで、これは前向きにお願いしたいと思います。

○佐々木参事官 我々としては慎重という意見なんですけれども、ちょっと検討してみます。

○福井主査 ADRのところは先ほど非常にクリアに御説明いただきましたので、法務省のADR法の解釈、あるいは弁護士会の行動規範はよく理解できたと思いますので、御見解を踏まえて、関係団体から我々もよく事情を聞いてみたいと思います。またお聞きすることがあるかもしれません。よろしくお願ひいたします。

それから、予備試験ですけれども、私どもの関心のポイントは、御承知のように、本試験において公平な競争となるというのが勿論究極の目標でございますが、根幹的には、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるというのが、この件に関しては最重要事項だと考えております。均衡させるために今、どういう措置を検討しておられるのか、均衡をどうやって担保するのかというところについて、ちょっとまだ見えないものがあるものですから、具体的に考えておられることがあれば教えていただけませんか。

○佐々木参事官 これから有識者の話をいただきまして、司法試験委員会の方で検討していくという段取りでありまして、具体的にこういうふうにとるところまではまだ行っておりません。

○福井主査 前にも御質問をさせていただいた記憶があるんですが、司法試験委員会も内

閣の法務大臣の諮問機関として、行政機関一体の原則で内閣の構成員のはずですから、当然この閣議決定事項を踏まえて検討するというように、いわば所要の制約条件として極めて重視しておられるのでしょうか。

○佐々木参事官 司法試験委員会の性格という問題がありますが、基本的には、そのように我々としては考えてございます。

○福井主査 勿論、司法試験委員会で検討されるのは構わないのですが、この均衡については極めて重い基準でございまして、それを担保するための、どのような試験制度の設計をするのかということについて、我々は知らせていただく責務がある、あるいは権利があると考えておりますので、司法試験委員会でこういうふうに決まりましたからということでは困るのです。事務局としてどういう形で議案を提出されて、どういう選択肢の中からどのような手段を選ぶ可能性があるのかということについては、事前にきちんと確認いただきたいと思っております。

○佐々木参事官 事前にお伝えするというところでございますか。

○福井主査 はい。

○佐々木参事官 どういう趣旨でお伝えするのかというのがちょっとわからないのですが。

○福井主査 この部分がどのように具体的に確保されるのかということについて、大変懸念を持っています。御存じのように、均衡を図るのは非常に難しく、特に初年度は、ふたを開けてみないとわからないという側面があります。次の年からは前年度の実績を見て、難しさや合格者数を加減するということがやりやすくなるのですが、第1回目は極めて難しいのです。予想した上でやらないといけません。そうすると、どういうデータに基づいて、どういう予想をすればできるだけ外れにくいような均衡基準の達成が可能かということは、並大抵の容易さではできませんので、特に初年度については、象徴的な意味もあって、大変重要ですから、極めて的確、慎重に運んでいただきたいのです。失敗は許されないとします。

○佐々木参事官 失敗はしないようにやるということは十分承知しておりますが、どういう形でお伝えするのかということを含めて、そこは検討させていただければと思います。

○福井主査 ごく形式的に言えば、我々は規制改革三カ年計画に関する一種の監視機関でもありますから、均衡していなかったときに、その事情をいろいろと徹底的にお伺いするということがあり得るわけです。そもそも、これはもともと法務省には全くなかった発想です。失礼ながら私どもの発案でやっとならしていただいた内閣の決定事項でございまして、ここをどうやって守っていただくかということについて、一番知見の蓄積があるのは我々でございまして、やはり事前にきちんと意見や、我々の情報提供も受けていただきながら、最大限、失敗の少ないものを目指していただきたいと思うのです。その方が効率的だと思います。

○佐々木参事官 情報提供というか、協議という話になると、官庁間の職制とか、そういうものもありますので、こちらで適切と思われる範囲でお伝えすることになります。

○福井主査 我々が適切と思われる範囲の情報をお願いするということです。

○佐々木参事官 そのところは、多分、考えている中身がすれ違うのかもしれないですけども、それぞれの官庁とかの権限だとか、そういうものがありますので、その中で与えられた権限を御会議と協議しないと行使できないという形になるのはいかがなものかと思えます。

○福井主査 逐次検討していただくことについて、我々は監視義務がございますから、まさに逐次お聞きしたい。それがこの閣議決定の趣旨に沿っているかどうか、我々として判断させていただくということです。それが事前に情報提供いただくということの意味です。権限を制約するということではございません。我々の権限を正当に実施するための当然のことをお願いしていると理解していただければと思います。

○佐々木参事官 我々法務省において適切と思われる範囲で協力させていただくとしか、やはり申せません。

○福井主査 具体的にお聞きしたいのです。均衡させるということについては、単に有識者を選べば万事めでたしということではありませんから、均衡させるための一体どういう要素をどういうふうに取り捨選択していく御用意があるのかということについて、具体的にお伺いしないと心もとないものですから、特にこの点に絞った予備試験制度の設計という観点をできるだけ早い機会に詳細をお伺いしたいと思えますので、御協力をお願いしたいと思います。

○佐々木参事官 しかるべきタイミングで、所管部署とともにしかるべき内容の御説明に上がりたいと思えます。

○福井主査 選択科目ですけれども、これも余りに抽象的で、どういうふうにされているのかがわかりませんので、司法試験委員会にどういう形で問題提起をされて、何が決まって、だれがどういうボールを持って、今、どういう作業をしているのかということをもっと具体的に教えていただけませんか。それもよくわかりませんか。

○佐々木参事官 先ほどの御説明で足りないようでしたら、それも次回改めて御説明に上がりたいと思えます。

○福井主査 古文書をひもときますと、特に選択科目は大変歴史が古くて、平成18年12月25日の尊重閣議決定がありました答申で、法務省との合意の下に答申に入った事項です。現在も基本的には同一の枠組みで、ずっと3か年計画でも維持されて閣議決定されてきておりまして、18年の12月ですから、2年弱ぐらいたつわけです。その間、この件について何らかの進展があったということは一切お聞きしていないのは極めて遺憾だと考えています。

特に、ここに載っているようなさまざまな基準は、現行の選択科目の検証に当たっても適用するのだということは閣議で決まっていることです。3回の試験を経た上で選択科目を見直すということは司法試験委員会の決定で、我々もそれは認識しておりますけれども、3回目の試験について間もなく結果が出るわけですから、そうすると、それを可及的速やかに

それ以降の試験に反映させるためには、3回目の試験結果が出た段階から検討に着手するというのでは、明らかに物理的に間に合わないわけでありまして、特に現行の選択科目の検証などというものは、3回目の試験結果を待つまでもなく、例えば、科目としての体系性などといった事項については、当然18年の12月に内閣として決まって以降、誠実に逐次速やかに検討なされていてしかるべき事項だと思うのです。それが何ゆえに今まで、今日、この時点に至るまで、何の検討結果の御報告もないまま時間を浪費しておられるのでしょうか。

○佐々木参事官 我々としたしましては、司法試験委員会の答申ということで、3回程度実施した後で見直すことを考えているということです。

○福井主査 ちょっと待ってください。いいですか、18年12月の答申では、18年度以降逐次検討・実施となっているんです。18年度にどの点を検討して、何を実施されましたか。勿論、最終的に選択科目を見直すのは4回目かもしれない。しかし、18年度以降、この件については、検討を実施することが内閣の責務として法務省を構成員とする閣議決定で決まっているわけです。それについて、既存選択科目についてすら何の検討もなされていないということは、閣議決定遵守義務違反ではないですか。

○佐々木参事官 ちょっと待ってください。紙を見ないと。18年12月25日のウの項目の話だと思いますが、ウの項目全体として、18年度以降逐次検討・実施となっております、その場合、合理的に可能なものから手をつけるという意味で、前段の方を18年度においてやっていて「また」以下のところは3回程度終わった後に速やかに検討できる。

○福井主査 違います。だったら上段で分けるのです。公文書の作成ルールは御存じでしょう。だったら、18年度以降逐次検討・実施は、研修所での履修状況との比較のところだけつけるんです。それは佐々木さんが、今までかなり厳格に交渉してきているやりとりの中で御存じではないですか。これはすべての文章に対して、18年度以降逐次検討・実施です。それは明白なことですから、議論しても詮のないことです。

○佐々木参事官 3回程度ということが終わりますので。

○福井主査 ですから、3回程度を経て選択科目が見直されるというのはいいですが、その3回を終わった後、見直すためには、少なくとも現行の選択科目についての検証を同じ基準でやるということも必要です。もうすぐ3回目の結果発表なのでしょう、それも前月の月末に至る時期に何も検討しておられないとおっしゃるわけでしょう。それはちょっとあり得ない話ではないですか。

○佐々木参事官 何もというわけではない。

○福井主査 では、何を検討されたのですか。我々は何の報告もいただいていないのです。

○佐々木参事官 検討をどういう形でやるかということ、どういうフォーラムで、どういうスキームで、どういう要素でやるということを今、考えています。

○福井主査 それで2年近くもかかるのですか。そんなことの検討に1年10か月どうしてかかるのですか。

○佐々木参事官 それに調査の内容とといいますか、基準は示されていますけれども、その基準への適合の有無などを調べる基準時というのをいつにするかという問題がございます。

○福井主査 基準時とは何ですか。

○佐々木参事官 例えば、講座開設数を調査することとなったときに、一体いつの基準時で調べるかということでございます。

○福井主査 毎年調べればいいだけです。簡単なことです。法科大学院はたった 70 しかないのです。

○佐々木参事官 毎年調べる合理性があるのかということですか。

○福井主査 あります。

○佐々木参事官 3 回程度終わって見直しするときの時点のものを調べれば、そこを基準時にとって、一括で調査すればいい。

○福井主査 だったら、18 年度以降逐次検討・実施とは書きません。

○佐々木参事官 こちらはそういうような認識ではなかったのですから。

○福井主査 これは議論のたびに申し上げてはいますが、ちょっと目に余るサボタージュぶりだと断定せざるを得ないのです。大変遺憾に思っております。閣議決定で明確に決まったことを無視して、ここまで引き延ばされる官庁は聞いたことがない。

○佐々木参事官 無視はしてなくて、3 回程度ということ考えてきておりますので、それは何度も申し上げていると思います。

○福井主査 それは論点のすり替えだと思います。3 回程度の後で実際の選択科目を具体的に入れ換えるということは前提ですが。

○佐々木参事官 3 回程度終わってから、そこを基準時で調査をするのです。

○福井主査 どうやったらそう読めるのですか。18 年度以降逐次検討・実施でしょう。

○佐々木参事官 調査を検討するときに、基準時もなく適当にやっていて、その後、事情変更あったとなったときに、費用対効果に見合わない不合理な調査をしたことになります。

○福井主査 なりません。18 年度のまさに逐次検討項目として、具体的に、例えば、現にある選択科目についてどうなのかと、講座数はどうなのか、あるいは社会的な有用性、汎用性がどうなのか。これらの検討は文言どおりです。

○佐々木参事官 例えば、18 年度においては、講座数が 100 ありました。19 年度になったら 50 に減っていました。だけれども、20 年度になったらまた増えていました。そうしたら、最後のところだけ考えておけばよろしいのではないですか。

○福井主査 違います。なぜそういう増減があったのか、その理由も含めて調べていただくことがこの閣議決定の遵守事項の当然の包含物だと思います。

○佐々木参事官 そこは解釈、考え方が違っていただけと申し上げるしかないですね。

○福井主査 それはおかしい。いいですか。今後の選択科目の見直しの際には云々かんぬんの留意事項を経て、検討されるべきである、18 年度以降逐次検討・実施ということですから、これについて、できることをやっておいていただかないと、3 回終了後の検討に間

に合わないということは、物理的に当然の所与の制約です。そうであれば、少なくとも現行科目についての検証基準も同じなわけですから、現行科目について、今の時点で具体的な成果を一切いただけていないということだと、これには省として閣議決定事項に対してサボタージュないしは無視をされたという評価をせざるを得ない。この点極めて我々は遺憾だと考えておりますので、しかるべき場できちんとこれについて、なぜそういうことが起きるのかという事情も含めて御説明いただきたいと考えております。

○佐々木参事官 今、申し上げたとおり、解釈が違っていたという以上の話はないと思います。

○福井主査 この件については何度も議論してきておりますので、そういう弁解がごまかしであるということは御自身がよく御自覚されているはずだと申し上げざるを得ないわけでありまして、この件については、法務省として、内閣の一員として約束されたことであるにもかかわらず、現段階で2年もの間、店ざらしにされていたというのが我々の評価です。もしそうでなくて何らかの成果があるのであれば、具体的にお見せいただきたい。それが無いということについては、再三確認しておりますけれども、出てきていない以上、我々としては、何も成果がないのだというふうに判断せざるを得ないわけでは、これは大変残念なことだと申し上げざるを得ない。

例えば、講座数の話について、今、佐々木さんがおっしゃったような屁理屈は、そういう主張をすること自体は自由ですけれども、では、今ある選択科目の、租税法、環境法、国際公法、国際司法といったものが、実務的な重要性、社会的な有用性、汎用性、あるいは範囲の明確性、体系化、標準化という観点から、どのように評価されるのかということについて、具体的な整理、あるいは分析について、一度もお聞きしたことも、あるいは目にしたこともないんです。それはおかしくありませんか。現に選択科目として存在している以上は、ここの基準を満たしていなければならないはずでは。そうであれば、その根拠について、法務省は挙証責任を持っていると思います。司法試験委員会で毎年一応決められるわけでしょう。その点について、検証なく決めておられるのだとしたら、それこそ閣議決定遵守義務違反だということになるわけでありまして、深刻に受け止めていただきたい。

これについて、省の内部でいろいろ分掌があるようなことは、今日も、そのせいもあって余り詳しいお話ができないとお聞きしておりますけれども、それは組織として業務に対応いただくときに甚だまずいわけでありまして、ある一定の事項について、どこかの課とどこかの課がにらめっこしてエアポケットができるみたいなことに、もしなっているんだとすれば、それは省内体制として大変遺憾なことであります。私どもは何課がやろうと決まったことを進めていただければ結構なわけですので、どこかの課がサボタージュしているとか、あるいはやろうとしないというのであれば、それは省として改めていただかなければいけないし、あるいはある担当者が極めて消極的だというような事実が万が一にもあるようであれば、そういう担当者は配置替えをしてでも公的決定事項は進めていただきたい

い。極めて真摯さに欠けた対応が2年近く続いていると申し上げざるを得ませんので、極めて深刻に受け止めていただいて、きちんと処理していただきたいと思います。

○佐々木参事官 我々の主張といたしましては、3回程度実施した後ということを考えておりましたので、今度の9月11日が終わった後、速やかに回転してやっていくということを考えていたということです。

○福井主査 そういう対応は成り立たない。だったら、18年度に閣議決定して逐次検討・実施とした意味について論理的に説明できますかということです。まさに何を選ぶのかということについての具体的な俎上に上せての決断は、3回を経た後かもしれないけれども、何度も申し上げるように、少なくとも現行科目については、もう既に成熟した科目であるという前提の下に選択されているはずです。そうであれば、先ほども幾つか例示申し上げましたけれども、そういった状況について、現時点で何も検討できていなくて、しかも来月の9月11日に合格発表終わってからやっと調べ始めるなどということは、通常、閣議で行うことを18年度に約束した行政機関として、あるまじき対応です。そんなことをする行政庁はほかに見たことがない。百歩譲って、本当にそういう誤解をされていたのであれば、重大な誤解ですので、直ちに解いていただいて、今からちゃんと補っていただく、この空白の2年を補っていただくための努力を迅速にやっていただく必要があると思います。よろしく願いいたします。

○佐々木参事官 時期的にも3回目が終わることですのでありますから、迅速にこれから進めていきます。

○福井主査 遅れた分をキャッチアップしていただかないと困るわけです。

○佐々木参事官 迅速にやっていくということはきちっと申し上げさせていただきたいと思います。

○福井主査 既に質問事項に投げておりますが、そんなに難問、珍問、奇問のたぐいではございませんで、当たり前の検証基準の具体化リストだと考えております。これについても早急に、組織を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木参事官 今、おっしゃっているのは、机上に配付された「司法試験の選択科目、予備試験制度に関する質問事項」ですか。

○福井主査 「司法試験の選択科目、予備試験制度に関する質問事項」です。これの各項目は、閣議決定事項を検証する上で必須の基礎的なデータであると考えておりますので、少なくとも既存科目についてのこういった情報については速やかに、9月上旬、中旬なりに次回のヒアリングを設定したいと考えておりますが、そのときに可能な限り間に合わせていただきたいと思います。

○佐々木参事官 これは質問事項というよりは、御会議の方で合理的とお考えになられた選択科目選定、排除の基準ですか。

○福井主査 違います。要するに、我々の基準はあくまでも閣議決定事項ですから、閣議決定で示された選択科目の見直し、存続基準に関して、判断するためには、どのような事

実やデータが必要であろうかということ翻訳して、その趣旨を踏まえて、データなり項目なりについて整理したものがこの質問事項の一覧です。こういう事実やデータが手元にないと判断のしようがないので、こういったことについては早急にお調べいただきたいということでございます。

○佐々木参事官 質問とともに、調査をこういう形でしておく必要があるだろうし、仮に当省でこの調査をすると有益なはずであるという御示唆ですね。

○福井主査 有益というか、我々としては、選択科目の合理性を検証するためにはこういう事項が必要だと考えているというものでございます。

○佐々木参事官 というのをお示しいただいてということですね。

○福井主査 はい。

○佐々木参事官 これは持ち帰らせていただきます。

○福井主査 それから、最後はともかく、7番の「今後の具体的な選択科目の司法試験委員会その他法務省における検討体制、スケジュール」についても、これまで甚だ検討が進んでいないという憂慮すべき事態にかんがみますと、今後の検討体制やスケジュールについても、具体的に、きちんと、我々が納得できる形で早急に示していただく必要があると考えておまして、この件についても明確なお答えを次回には御用意いただきたいと思えます。

○佐々木参事官 次回の日程までに可能な範囲で考えて、省として対応したいと思います。

○福井主査 あくまでも省としてお願いいたします。何課とか何部の問題ではないと思えますので、御検討いただければと思います。

本日はいろいろとありがとうございました。

(以 上)